

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公開番号】特開2019-5200(P2019-5200A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-123671(P2017-123671)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月5日(2020.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

電子部品が実装された基板に設けられ、信号配線を着脱自在に接続可能な配線接続手段と、

前記基板を収納可能な基板ケースと、

前記電子部品から発せられた熱を放熱する放熱手段と、を備え、

前記配線接続手段は、

前記信号配線の信号伝送線と接続可能な信号端子と、

一対の接地端子と、を含み、

前記一対の接地端子は、前記信号端子の両側を挟む位置で前記基板上に表面実装され、

前記基板ケースとしてのカバー部材は、前記一対の接地端子および前記信号端子の先端を被覆する、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 上記目的を達成するため、本願に係る遊技機は、遊技が可能な遊技機であって、電子部品が実装された基板に設けられ、信号配線を着脱自在に接続可能な配線接続手段と、前記基板を収納可能な基板ケースと、前記電子部品から発せられた熱を放熱する放熱手段(例えば、ヒートシンク45AK40)と、を備え、前記配線接続手段は、前記信号配線の信号伝送線と接続可能な信号端子と、一対の接地端子と、を含み、前記一対の接地端子は、前記信号端子の両側を挟む位置で前記基板上に表面実装され、前記基板ケースとしてのカバー部材は、前記一対の接地端子および前記信号端子の先端を被覆する。